

新型コロナウイルス感染拡大防止策の対応について

(当面の間の保育の取扱いについて)

2020.4.20

桂保育園園長

あさがお保育室室長

これまでも新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取り組みにご協力を頂いてきていますところではありますが、感染拡大の状況が大変厳しくなってきました。

そのような状況を受け、京都市では更に当面の間の保育の取扱いとして、

保育の対象世帯は、原則として世帯の全ての保護者が

①就労の為、職場への出勤が必要な場合

②福祉的配慮が必要な場合

のいずれかに該当することとしました。それ以外の方には極力自宅での保育の協力を依頼することとしました。

また、お子様及びご家族に、風邪の症状等が見られる場合は登園を控えていただくとしています。

これまでもご協力いただいているところではありますが、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。